

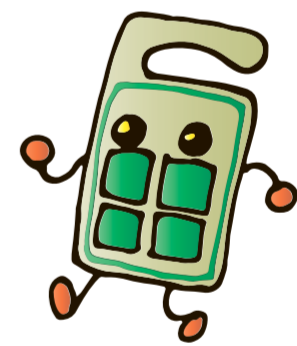
# おもいやり駐車場には 利用証が必要なんです!



## 利用証申請手続き 出張カウンターを設置します

場所 イオン桑名ショッピングセンター(1番街3階 噴水まわり)  
日時 3月16日(土)・17日(日) 10:00~18:00  
申請手続きには、確認書類(身体障害者手帳、母子健康手帳、医師の証明書等)の提示が必要です。

# 三重おもいやり 駐車場利用証制度



詳しくはwebへ!

三重おもいやり

身体に障がいのある方や要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方に、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する制度です。

URL

## 皆さんへのお願い

この制度が成り立つためには、皆さん一人ひとりの「おもいやり」「ゆずりあい」の心が重要です。歩行が困難な方が利用しやすい駐車場になるよう、ご協力をお願いします。

### 県民の皆さんへ

「おもいやり駐車場」を利用しなくてもよい方は、駐車をご遠慮ください。

### 事業者の皆さんへ

「おもいやり駐車場」の確保に、ご協力をお願いします。

### 利用証をお持ちの皆さんへ

駐車場には限りがあります。体調の良い場合などは、車いすを使う人におゆずりください。

## 利用証の交付対象者

歩行が困難で以下の基準に該当する方です。 ※利用証は交付対象者が同乗する場合も使用できます。

区分		交付要件	
障がい者	身体障がい	身体障害者手帳の等級が下記の等級であること。	
	視覚障がい	1級から4級	
	聴覚障がい	2級、3級	
	平衡機能障がい	3級、5級	
	肢体不自由	上肢	1級、2級
		下肢	1級から6級
		体幹	1級、2級、3級、5級
	知的障がい	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1級、2級
		上肢機能 移動機能	1級から6級
	精神障がい	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこうの機能障がい	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい		1級から4級	
要介護高齢者等	療育手帳の障がいの程度欄「A」 介護保険被保険者証の障がい区分「1級」	介護保険被保険者証の要介護状態区分「要介護1から5」	
難病患者	特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者		
妊産婦	産前4カ月から産後6カ月まで		
けが人	けがにより一時的に歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		
その他	上記以外の理由により歩行が困難で、医師の証明書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方。		